

# 福山市立大学予算委員会規程

平成23年4月1日  
福山市立大学規程第8号

改正 平成27年1月15日規程第3号

(趣旨)

第1条 福山市立大学の予算に関する重要事項を審議するため、予算委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 教育学部長
- (4) 都市経営学部長
- (5) 附属図書館長
- (6) 事務局長
- (7) 総務課長
- (8) 学務課長

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算の配分に関する事項
- (2) 予算の効果的な運用に関する事項
- (3) 予算の適正な執行に関する事項
- (4) その他大学の予算に関する重要事項

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が審議に必要があると認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者に会議への出席を求め、審議事項について説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局総務課で行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。